

## オープンカウンター方式による見積依頼について

北海道警察函館方面本部

オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から有効な見積書の提出を受けて契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積書の提出依頼です。

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低（又は最高）の価格を提示された事業者を契約の相手方とします。

見積りへの参加を希望される方は、以下の留意事項を熟読の上で見積書を提出してください。

### 【留意事項】

#### 1 見積書を提出する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について誓約できる者であること。
- (6) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

#### 2 問合せ先

北海道警察函館方面本部会計課調度係

〒040-8511 北海道函館市五稜郭町15番5号

代表電話番号：0138-31-0110（内線2233 平日8時45分から17時30分）

FAX番号：0138-31-0299

#### 3 見積書の提出方法

- (1) 紙媒体による場合は、2の事項の住所に持参又は郵送してください。  
持参又は郵送を問わず提出期限必着とし、郵送される場合は、必ず封筒の表に「(調達番号○) オープンカウンター見積書在中」と朱書きしてください。
- (2) FAXによる場合は、2の事項のFAX番号に送信するとともに、必ず問合せ先に御連絡ください。  
提出期限必着とし、必ず送信票の件名に「(調達番号○) オープンカウンター見積書提出」と記載してください。
- (3) 電子メールによる場合は、提出先のメールアドレスを伝えますので、2の事項の代表電話番号に御連絡ください。  
提出期限必着とし、必ずメールの件名に「(調達番号○) オープンカウンター見積書提出」と記載してください。
- (4) 提出した見積書を書換し、又は撤回することはできません。

#### 4 見積書の記載内容

見積書には、次の事項を記載してください（様式任意）。

ア 見積書作成年月日

イ 宛名（「支出負担行為担当官 北海道警察函館方面会計担当官」）

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印

※ 押印を省略する場合については、見積書に見積書の発行権者（代表者等のフルネーム）及び事務担当者の氏名（フルネーム）にそれぞれの連絡先を必ず記入の上、御提出ください。

エ 調達番号及び名称

オ 見積金額

#### 5 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

- ア 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- イ 記載事項に不備がある見積書
- ウ 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書の全て
- エ 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合があると認められる場合及び疑いのある場合
- オ 金額を訂正した見積書
- カ 錯誤により提出されたと認められる見積書
- キ 誤字脱字等により意思表示が明確でない見積書
- ク 提出期限までに到達しなかった見積書
- ケ 鉛筆、消せるボールペン等の容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書
- コ その他見積りに関する条件に違反した見積書

## 6 契約の相手方

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低（又は最高）の価格を提示した者を契約の相手方とします。
- (2) 前事項において同価の見積りが2者以上ある場合には、予決令第83条の規定により、くじ引きにより決定します。
- (3) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合には、再度のオープンカウンターを実施するか、別途選定した者に対し見積書の提出を依頼し、随意契約を行うこととします。

## 7 見積合わせ結果について

- (1) 見積合わせ結果については、契約の相手方として決定した者にのみ連絡します。
- (2) 見積書を提出された方は、見積書の提出期限後に2の事項にお問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

## 8 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては、作成を省略する場合があります。）。

## 9 その他

- (1) 見積書の作成、郵送等に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 契約の相手方として決定するために必要な場合には、追加資料の提出を求めことがあります。
- (4) 見積書の記載を誤った場合は、当該訂正箇所のみを訂正するのではなく、正しい見積書を再作成してください。
- (5) この見積依頼に定めのない事項は、会計法（昭和22年法律第35号）及び予決令の規定によるものとします。
- (6) 都合により、見積依頼の途中であっても、調達を中止する場合があります。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、北海道警察函館方面本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲（発注者）又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。